

熊本県公報

号外 第 16 号の 7
平成 19 年 3 月 30 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

条 例

- アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(税 務 課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の月割計算の廃止に伴い、関係規定を整理することとした。(第 4 条第 1 項関係)
- 2 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。(附則第 1 項関係)
- 3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。(附則第 2 項関係)

条 例

熊本県条例第 40 号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例(昭和 27 年熊本県条例第 50 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「を取得した者は、取得した」を「税の納税義務が発生した者」にあっては、当該自動車税の納税義務が発生した」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、平成 19 年度分の自動車税から適用し、平成 18 年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

